

令和7年2月19日

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

### 第3次浜松市人権施策推進計画の策定について（修正案）

令和6年11月12日の厚生保健委員会において報告した「第3次浜松市人権施策推進計画（素案）」について、パブリック・コメントの実施等を経て修正したため、報告するもの。

#### 1 パブリック・コメント制度に基づく意見募集結果

##### （1）案の公表及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）から令和6年12月16日（月）まで

##### （2）意見提出者数

12人・2団体

##### （3）意見数

27件（提案12件、要望13件、質問0件、その他2件）

第1章 基本的な考え方（3件）

第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み（6件）

第3章 分野別施策の取り組み（17件）

1 女性をめぐる人権（0件）

2 こどもをめぐる人権（6件）

3 高齢者をめぐる人権（0件）

4 障がいのある人をめぐる人権（0件）

5 部落差別（同和問題）（0件）

6 外国人をめぐる人権（1件）

7 刑を終えて出所した人をめぐる人権（1件）

8 性的マイノリティをめぐる人権（4件）

9 インターネットによる人権侵害（4件）

10 その他の人権問題（1件）

その他（1件）

##### （4）案に対する反映度

案の修正8件、今後の参考12件、盛り込み済5件、その他2件

#### 2 今後のスケジュール

市の考え方の公表 令和7年2月19日

計画の施行 令和7年4月（計画期間：令和7年度～令和11年度）



# 第3次浜松市人権施策推進計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と  
その意見に対する市の考え方の公表



令和6年11月から12月にかけて実施しました第3次浜松市人権施策推進計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民等12人及び2団体から27件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第3次浜松市人権施策推進計画」を策定し、令和7年4月からの実施を予定しています。今後とも、人権啓発に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和7年2月

浜松市健康福祉部福祉総務課

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2-1

TEL 053-457-2031

FAX 053-450-7702

Eメールアドレス

[jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 募集結果

【実施時期】	令和6年11月15日から令和6年12月16日		
【意見提出者数】	12人・2団体		
【意見数内訳】	27件 (提案 12件、要望 13件、その他 2件)		
【提出方法】	持参(2) 電子メール(11) FAX(1)		
【案に対する反映度】	案の修正	8件	今後の参考 12件
	盛り込み済	5件	その他 2件

## 目次

第1章 基本的な考え方	(意見数3件) . . . . .	2ページ
第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み	(意見数6件) . . . . .	2ページ
第3章 分野別施策の取り組み	(意見数17件) . . . . .	3ページ
1 女性をめぐると人権		
2 こどもをめぐると人権	(意見数6件) . . . . .	3ページ
3 高齢者をめぐると人権		
4 障がいのある人をめぐると人権		
5 部落差別(同和問題)		
6 外国人をめぐると人権	(意見数1件) . . . . .	5ページ
7 刑を終えて出所した人をめぐると人権(第2次再犯防止推進計画)	(意見数1件) . . . . .	5ページ
8 性的マイノリティをめぐると人権	(意見数4件) . . . . .	6ページ
9 インターネットによる人権侵害	(意見数4件) . . . . .	7ページ
10 その他の人権問題	(意見数1件) . . . . .	8ページ
○その他	(意見数1件) . . . . .	8ページ

## 第1章 基本的な考え方（3件）

要望1	実効性のある計画となるようにしてください。
要望2	それぞれの施策に意味があると思いますので、公正に担保できるようにしていただきたいです。

### 【市の考え方】盛り込み済

具体的な取り組みの事業実績、評価につきましては市のホームページで公開し、各事業の現状を把握、検証した上で取り組みを進めてまいります。

要望3	多様性を重んじ過ぎたり、強調し過ぎる可能性を感じます。
-----	-----------------------------

### 【市の考え方】その他

令和5（2023）年に実施した人権に関する意識調査によると、「人権尊重の意識が生活の中に定着していると思われませんか」との問いに対し、「思う」、「どちらかといえば思う」を合わせて31.7%と低い結果でした。人権尊重のために、市民一人一人がすべきことについては、「人権に関する正しい知識を身につける」が、70.4%となっています。こうした結果から、まずは市民一人一人が多様性について理解を深め、互いの多様性を認め合うことが必要であると考えます。第3次浜松市人権施策推進計画では、すべての人が自分らしく生き暮らすため、多様性を認め合い、一人一人の人権を互いに尊重する意識の定着を政策目標とし、策定しています。

## 第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み（6件）

要望4	無意識の偏見や差別で人を傷つけることがあります。人権教室や啓発事業などを通して、正しい知識を啓発・普及していくことが大切だと思います。
要望5	いじめや体罰など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもは、一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。原因や背景は様々ですが、その根底には他人に対する思いやりやいたわりの希薄さがあると思われまます。
要望6	今の世の中の進み方が早く、特にネット社会では、子どもたちの人権を守ることが一番大切だと感じます。子どもたちに命の大切さや、思いやり、やさしさを理解してもらい、子どもたちの人権意識を高める施策や、学校だけでなく家庭での人権教育が重要であると思ひます。

### 【市の考え方】盛り込み済

人権尊重意識の定着には、人権に関する正しい知識を身につけることが重要です。引き続き法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して人権に関する正しい知識の普及・啓発に努めてまいります。

<b>要望 7</b>	コロナ以来、地域コミュニティが薄らいできているように感じます。地域でのつながりや関わりを再構築させ、今一度地域力を向上させる取り組みが人権啓発に繋がると思います。
-----------------	---

**【市の考え方】 今後の参考**

各地区の人権擁護委員と連携し、地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、普及・啓発に努めてまいります。

<b>提案 1</b>	こども自身の人権について正しく知るためには、「わたしが権利の主体である」と実感できることが大切です。そのためには、幼児期から「私だけの領域があること（プライベートゾーン）」の話を含む、包括的性教育は欠かせません。こども達が性的な被害者にも加害者にもならないように、人権教育として「自分だけの大切な身体」であることを、幼児期から家庭でも学校でも繰り返し教える必要があります。教育基本計画、男女共同参画基本計画等にはもちろんですが、人権施策推進計画の中にも入れ込む必要があると考えます。
-----------------	---

**【市の考え方】 今後の参考**

性を正しく理解するためには、学校・園における教育の推進と周知啓発が重要であると考えます。こどもへの人権教育につきましても、引き続き関係機関に働きかけるとともに、取り組みを推進してまいります。

<b>提案 2</b>	人権教室の開催について学校サイド（校長先生、人権担当教員）への働きかけが継続的にできていないと考えられるため、学校における人権教育（3）具体的な取り組みの「学校訪問活動」について、「人権教室の開催を校長先生に強く推奨する」ことを追加していただきたいです。
-----------------	---

**【市の考え方】 今後の参考**

人権教室は、人権擁護委員の活動のひとつであり、重要なものと認識しています。人権教室の開催については、関係機関と連携し、機会を捉えて学校に働きかけていきます。

**第3章 分野別施策の取り組み（17件）**

**2 こどもをめぐる人権（6）**

<b>提案 3</b>	（2）取り組みの方向性のなかの「こどもたちは、自分を大切にできる心（自尊感情）を持つことで」とありますが、「自分が大切な一人の人として社会から大切にされること（大切にされていると感じられること）」で、互いに尊重し合うことのできる人権尊重意識を持つことができるのではないですか。
-----------------	--

**【市の考え方】 案の修正**

寄せられたご意見を参考に、第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）案の一部を修正いたします。

《修正内容》

(2) 取り組みの方向性

(修正前)

子どもたちには、自分を大切にする心（自尊感情）を持つことで、自分だけでなく他の人の大切さも認めることができる、互いに尊重し合うことができる人権尊重意識を育てていきます。

(修正後)

子どもたちには、自分が一人の人として社会から大切にされていると感じられることにより、自分だけでなく他の人の大切さを認め、互いに尊重し合うことができるよう、人権尊重意識を育てていきます。

<b>提案 4</b>	(3) 具体的な取り組みの①こどもの人権が尊重される教育・啓発、③地域の子どもを守る活動支援のなかに、包括的性教育を入れてください。子ども自身の人権を知り、嫌なことは嫌だと表明し、嫌だと言われたらやめ、被害者にも加害者にもならないように「自分を守る」ためには、包括的性教育は欠かせません。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

性を正しく理解するためには、学校・園における教育の推進と周知啓発が重要であると考えます。子どもへの人権教育につきましても、引き続き関係機関に働きかけるとともに、取り組みを推進してまいります。

<b>要望 8</b>	「子どもをめぐる人権」は大切なことです。体系整備等を行っても、表面化しない「いじめ」は、いつの時代もあります。学校以外にも相談できる環境整備は特に重要です。子どもと真剣に向き合える相談機関(学校以外)の充実が身近にあると良いと思います。
-----------------	--

【市の考え方】今後の参考

引き続き、地域社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの強化に取り組むとともに、相談機関の連携強化を図ってまいります。

<b>要望 9</b>	タブレットで教科書を読み上げる、テスト問題を読み上げるなどが必要ではないでしょうか。ゆっくりペースでも授業を進めていけない子どもたちに学ぶ機会を与えて、配慮をお願いします。
<b>要望 10</b>	子ども達は法律遵守の前に「憲法によって守られている」ことを知る必要があります。自分たちの生活が、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三本柱によって守られていること、そして、学ぶことが権利であることを知ってほしいです。

### 【市の考え方】今後の参考

こどもの実態に応じた配慮をするとともに、こどもの学ぶ権利が守られるよう、家庭・学校・関係機関と連携し、こどもに寄り添った支援を進めてまいります。

<b>提 案 5</b>	「スクールソーシャルワーク事業」について、近年スクールソーシャルワーカーの役割が重要視されていると思われるので、内容の部分をもう少しワーカーについて記載した方が良いと思います。
----------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）案の一部を修正いたします。

スクールソーシャルワーク事業の説明に加え、スクールソーシャルワーカーの役割を表した概念図を掲載してまいります。

## 6 外国人をめぐる人権（1）

<b>提 案 6</b>	多様性は大切だと思います。外国人の友人がいるので、浜松市民として嬉しいです。市民向けに配布されるリーフレットについて、外国人の人にも読んでもらえるようにルビをつけるといいと思います。
----------------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

多くの方に読んでいただけるよう、やさしい日本語版の作成について検討するとともに、わかりやすい周知に努めてまいります。

## 7 刑を終えて出所した人をめぐる人権（第2次再犯防止推進計画）（1）

<b>提 案 7</b>	更生保護サポートセンターについて、あまり知られていないと思われるので、その機能や規模、設置条件、全国での設置状況等を注釈で説明してはどうでしょうか。
----------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）案の一部を修正いたします。

以下の説明を追記してまいります。

「平成23年6月に、県内第1号の更生保護サポートセンターが浜松市に開設され、現在は市内7箇所に設置されています。更生保護サポートセンターは、①保護観察対象者との面接場所、②関係団体及び地域団体との連携・調整、③情報発信基地としての役割を持っています。」

## 8 性的マイノリティをめぐる人権（４）

<b>要望 11</b>	「アウティング」に焦点を当てた事業や取り組みを進め、実績を出してほしいと思います。
------------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

「アウティングの防止」についてはより一層の重要性を認識し、啓発活動や講座、研修会などを実施してまいります。

<b>提案 8</b>	（１）現状と課題 「からだの性（生物学的な性）と心の性（性自認）が・・・」とありますが、からだの性は「出生時に割り当てられた性別」、心の性は「性自認（ジェンダーアイデンティティ）」にしてください。
-----------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第３次浜松市人権施策推進計画（解説編）案の一部を修正いたします。

#### 《修正内容》

##### （１）現状と課題

##### （修正前）

からだの性（生物学的な性）と心の性（性自認）が一致しないことや、同性愛や両性愛などの性的指向であることを理由に、周囲の偏見や差別、生きづらさなどを感じている性的マイノリティの人々がいます。

##### （修正後）

出生時に割り当てられた性別と性自認（ジェンダーアイデンティティ）が一致しないことや、同性愛や両性愛などの性的指向であることを理由に、周囲の偏見や差別、生きづらさなどを感じている性的マイノリティの人々がいます。

<b>要望 12</b>	性的マイノリティに対しての社会的障壁について、啓発活動に取り組む職員が学習し理解することが必要だと思います。
------------------	--

### 【市の考え方】今後の参考

本市として多様な性の理解促進を図るため、職員が正確な知識を持って適切に行動することが出来るよう努めるとともに、関係団体と連携、協力し施策を推進してまいります。

<b>要望 13</b>	P45の注釈について、内容が雑すぎるので、当事者グループと協議してはどうでしょうか。
------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

当事者団体のご意見を参考に、第3次浜松市人権施策推進計画（解説編）案の一部を修正いたします。引き続き、性の多様性に関する正しい知識の普及・啓発に努めてまいります。

## 9 インターネットによる人権侵害（4）

<b>提 案 9</b>	「9インターネットによる人権侵害」は「9インターネット上の人権侵害」という文言に替えてはどうでしょうか。
----------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第3次浜松市人権施策推進計画案の一部を修正いたします。

人権侵害の直接の要因がインターネットではなく、インターネット上でのSNS等の利用方法や利用者のモラルの問題であることから、「インターネットによる人権侵害」の表現を「インターネット上の人権侵害」に修正していきます。

<b>提 案 10</b>	「現状と課題」の中にある「インターネット利用にともなう人権問題」という表現を、「SNS等の利用に伴う差別表現やネットいじめ、個人情報の流出」などの具体的な現状を入れたらどうでしょうか。
-----------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第3次浜松市人権施策推進計画案の一部を修正いたします。

《修正内容》

「現状と課題」

（修正前）

「インターネット利用にともなう人権問題」

（修正後）

「SNS等の利用に伴う差別表現やネットいじめ、個人情報の流出」

<b>提 案 11</b>	人権については、SNS上で多く侵害等がなされているイメージがあります。SNS等の対策などの記載があってもしかるべきではないでしょうか。
<b>そ の 他 1</b>	匿名だからこそ出来ることが多い反面、悪い方向に利用されることも多々あります。今後は、法整備や規制等が必要となると考えられます。今回の内容を取り組むことは、非常に前進した内容だと感じました。

### 【市の考え方】今後の参考

第3次浜松市人権施策推進計画では、インターネット上の人権侵害について、多くの市民の方に正しい知識と理解を深めていただくために、分野別施策の取り組みの新たな柱として追加しました。SNS等の対策については、社会における現状の問題などを把握した上で、啓発・教育等の取り組みを推進してまいります。

### 10 その他の人権問題（1）

<b>提案 12</b>	「現状と課題」の中で「H I V患者、ハンセン病患者への偏見や差別」が掲げられていますが、近年の新型コロナウイルス感染症に伴う罹患者や医療従事者への偏見や誹謗中傷等を鑑み、「感染症患者等への偏見や差別」とした方が良いのではないのでしょうか。
------------------	--

### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、第3次浜松市人権施策推進計画案の一部を修正いたします。

《修正内容》

「現状と課題」

（修正前）

「H I V患者、ハンセン病患者への偏見や差別」

（修正後）

「感染症患者等への偏見や差別」

### ○ その他（1）

<b>そ の 他 2</b>	人権擁護委員候補者の選任の仕方について、「公募制」を加えていただきたくお願いします。公募制の中で選任された委員であれば、委員としての使命感が高い地点にあるのではないのでしょうか。
----------------------------	---

### 【市の考え方】その他

人権擁護委員は、人格・識見などが高い人材が求められるとともに、その活動は地区ごとに行われていることから、原則、地域をよく知る自治会連合会に依頼し、推薦いただいています。寄せられたご意見は、参考として委嘱に携わる法務局と共有し、市人権擁護委員へ情報として提供をさせていただきます。



# 第3次浜松市 人権施策推進計画

令和7年(2025)度～令和11(2029)年度

## 計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」、「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いの違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲にはまだまだ、様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

この計画は、浜松市に暮らすすべての人が人権について知り考え、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。

## 第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

### 多様性を認め合う差別のない社会の実現

#### 政策目標

すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指した取り組みを推進します。

### 人権尊重意識の定着～互いに認め合い、尊重し合う～

#### 基本姿勢

◇人権尊重意識の定着度50%を目指して事業の推進に取り組みます。

第2次人権施策推進計画において人権尊重意識の定着50%を目指してきましたが、令和5(2023)年の意識調査では31.7%でした。引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要であり、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

また、人権啓発に取り組む企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

### 令和5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか?	はいの回答	95.2%
問2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重できていると思いますか?	はいの回答	76.3%
問3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか?	はいの回答	31.7%

# 体系図

## 施策の方向性・取り組み

政策目標

基本姿勢

多様性を認め合う差別のない社会の実現

人権尊重意識の定着〜互いに認め合い、尊重し合う〜

重点的な取り組みの方向性

分野別施策の取り組み

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

2 学校における人権教育

3 地域社会への啓発

4 企業における人権啓発

5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

6 人権を身近に感じる啓発活動

7 相談・支援の推進

1 女性をめぐる人権

2 こどもをめぐる人権

3 高齢者をめぐる人権

4 障がいのある人をめぐる人権

5 部落差別(同和問題)

6 外国人をめぐる人権

7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権  
(第2次再犯防止推進計画)

8 性的マイノリティをめぐる人権

9 インターネット上の人権侵害

10 その他の人権問題

この計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)



# 重点的な取り組みの方向性



1

## 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育

### 方向性

こどもたちの自己肯定感を育み、将来の人格形成につなげるために

- 人権への気づきと芽生えとなるような教育
- 保護者への学習機会を提供

### 主な取り組み

- 幼・小・中学校の保護者対象の人権講座
- 人権啓発絵本の作成
- 世代間交流事業



5

## 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等

### 方向性

教職員、市職員が正しい知識と理解を深め、人権教育・啓発を推進するために

- 研修会、講座等の実施
- 人権尊重意識の高い人材育成

### 主な取り組み

- 市職員対象の研修
- 教職員対象の研修
- 人権だよりの発行
- 市町人権教育連絡協議会



2

## 学校における人権教育

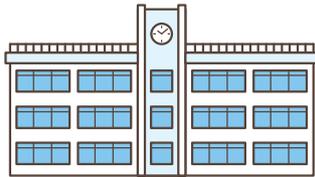
### 方向性

発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、正しい知識を理解していくために

- 学校での人権教育の充実
- 教職員への研修

### 主な取り組み

- 人権教育の推進
- 人権教室の実施
- 教職員研修



6

## 人権を身近に感じる啓発活動

### 方向性

人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために

- 気軽に参加できるイベント、講演会
- 多くの市民が参加するイベントでの啓発活動

### 主な取り組み

- コンサートなどの誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- 多言語による情報提供
- 人権啓発活動地域ネットワーク事業



3

## 地域社会への啓発

### 方向性

お互いに認め合い、尊重し合える社会の実現のために

- 人権について知ったり考えたりする機会の提供
- 正しい知識と理解を深める啓発活動

### 主な取り組み

- 市民向けの講座
- 人権講演会
- こどもの見守り活動



7

## 相談・支援の推進

### 方向性

相談・支援を受けやすくするために

- 人権擁護委員、法務局等とともに人権に関する悩みの相談
- 人権の分野に応じた関係機関での相談・支援
- 相談機関の周知

### 主な取り組み

- 安心して相談できる相談体制の推進
- ICTを活用した相談事業や情報の提供
- 包括的な支援体制の整備



4

## 企業における人権啓発

### 方向性

企業が自らの社会的責任(CSR)として、人権という視点から職場環境の改善に取り組んでいただくために

- 企業における啓発活動
- 企業の取り組みへの支援

### 主な取り組み

- 企業向け人権講座
- 企業の社会貢献活動相談支援



# 分野別施策の取り組み

## 1 女性をめぐる人権

### 現状と課題

- 性別による役割分担意識の存在
- DV、セクシュアル・ハラスメント など

### 取り組みの方向性

- ジェンダーギャップの解消に向けた教育・啓発
- 女性への暴力を見逃さない地域づくり
- 安心して相談できる環境整備 など



## 2 こどもをめぐる人権

### 現状と課題

- 児童虐待、いじめ
- こどもの貧困・ヤングケアラー など

### 取り組みの方向性

- こどもの人権が尊重される教育・啓発
- こどもに関わる相談事業の充実及び関係機関の連携強化
- 地域のこどもを守る活動支援 など



## 3 高齢者をめぐる人権

### 現状と課題

- 高齢者への虐待
- 高齢者への詐欺や悪質商法被害 など

### 取り組みの方向性

- 高齢者の人権が尊重される教育・啓発
- 高齢者が自立して生活できる環境づくり
- 高齢者への相談・支援 など



## 4 障がいのある人をめぐる人権

### 現状と課題

- 障がいのある人への配慮の不足
- 障がいのある人の高齢化
- 発達に課題のあるこどもの顕在化 など

### 取り組みの方向性

- 障がいのある人の人権が尊重される教育・啓発による「心のバリアフリー」の推進
- 社会参加促進のための就労支援
- 障がいのある人やその家族への相談・支援 など



## 5 部落差別(同和問題)

### 現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 結婚や就職の際の心理的差別の存在 など

### 取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 周辺住民との交流事業の継続 など



## 6 外国人をめぐる人権

### 現状と課題

- 多国籍化及び外国人材の受入れ拡大
- 文化や生活習慣の違い
- 相互理解及び交流のさらなる促進 など

### 取り組みの方向性

- 多様な文化への理解・尊重のための教育・啓発
- 外国人市民への多言語による情報提供・相談・支援 など



## 7 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)

### 現状と課題

- 再犯者に占める福祉的支援を必要とする人の割合の増加
- 刑を終えて出所した人等への偏見 など

### 取り組みの方向性

- 犯罪や非行をした人への就労支援
- 保健、福祉サービスの提供支援
- 関心を深めるための啓発活動
- 活動しやすい環境づくり など



## 8 性的マイリティをめぐる人権

### 現状と課題

- 正しい知識と理解の不足
- 周囲からの偏見や差別、生きづらさ など

### 取り組みの方向性

- アウティング(第三者への暴露)の防止等を含めた正しい知識と理解を深めるための啓発活動
- 生きづらさを解消するための取り組み など



## 9 インターネット上の人権侵害

### 現状と課題

- SNS等の利用に伴う差別表現やネットいじめ、個人情報の流出
- 正しい情報モラルへの理解不足 など

### 取り組みの方向性

- 情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発
- 誹謗中傷・人権侵害の解消に向けた取り組み など



## 10 その他の人権問題

### 現状と課題

- 感染症患者等への偏見や差別
- 犯罪被害者等に関する人権問題
- ホームレスへの嫌がらせや暴力
- 地震や大雨などの災害時における偏見や人権侵害 など

### 取り組みの方向性

- 正しい知識と理解を深めるための教育・啓発
- 犯罪被害者等、ホームレスに関する支援 など



浜松市 健康福祉部 福祉総務課人権啓発センター

〒430-0916 浜松市中央区早馬町2番地の1

TEL:053-457-2031 FAX:053-450-7702

URL <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

第3次  
浜松市人権施策推進計画  
解説編(案)

令和7(2025)年度▶令和11(2029)年度

令和 ( )年 月  
浜 松 市



## 第1章 基本的な考え方

1 計画策定にあたって	2
2 計画策定の背景	2
(1)国の動き	
(2)県の動き	
3 浜松市のこれまでの取り組み	3
(1)浜松市人権施策推進指針	
(2)浜松市人権施策推進行動計画	
(3)浜松市人権施策推進計画	
4 第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの	5
(1)政策目標	
(2)基本姿勢	
(3)計画の目標とする成果指標	
(4)計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)	
浜松市人権施策推進計画 体系図	7

## 第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み

1 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育	8
2 学校における人権教育	9
3 地域社会への啓発	10
4 企業における人権啓発	12
5 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等	13
6 人権を身近に感じる啓発活動	14
7 相談・支援の推進	16

## 第3章 分野別施策の取り組み

分野別施策の取り組み一覧	19
1 女性をめぐる人権	20
2 こどもをめぐる人権	23
3 高齢者をめぐる人権	26
4 障がいのある人をめぐる人権	29
5 部落差別(同和問題)	33
6 外国人をめぐる人権	35
7 刑を終えて出所した人をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)	38
8 性的マイノリティをめぐる人権	43
9 インターネット上の人権侵害	47
10 その他の人権問題	49

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定にあたって

人権は、「誰もが幸せに生きていく権利」「自分が自分らしく生きる権利」で、身近で大切なものです。そして「お互いに違いを認め合い」、「個人として尊重し合う」ことによって守られるものと考えます。

しかしながら、いじめや虐待、ハラスメントなどで「幸せに生きていく権利」が奪われたり、偏見や差別を受けて「自分らしく生きる権利」が侵されたりしています。

私たちの周囲には、まだまだ様々な人権問題が存在するとともに社会情勢の変化を受けて多様化が進んでいます。

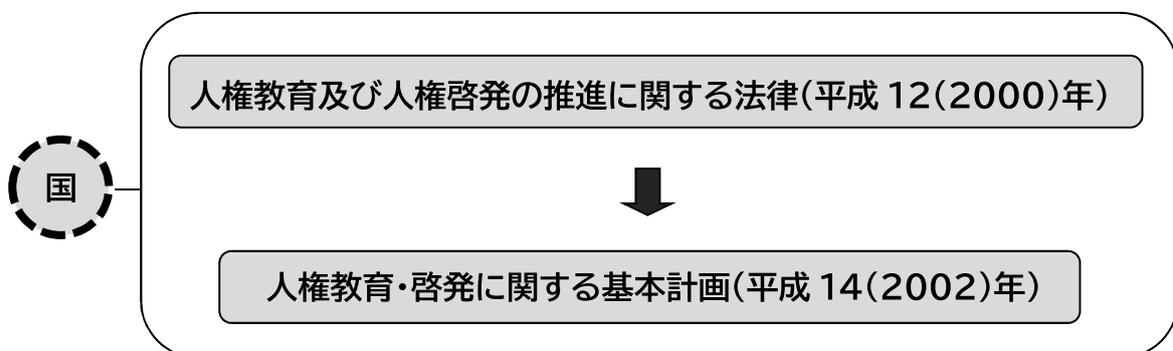
この計画は、浜松市に暮らすすべての人が人権について知り考え、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認識し、多様性を認め合い、人権を尊重し、自分らしく幸せに生きられる社会を願い策定しました。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国の動き

人権に関する施策として、国においては平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

これに基づき平成 14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

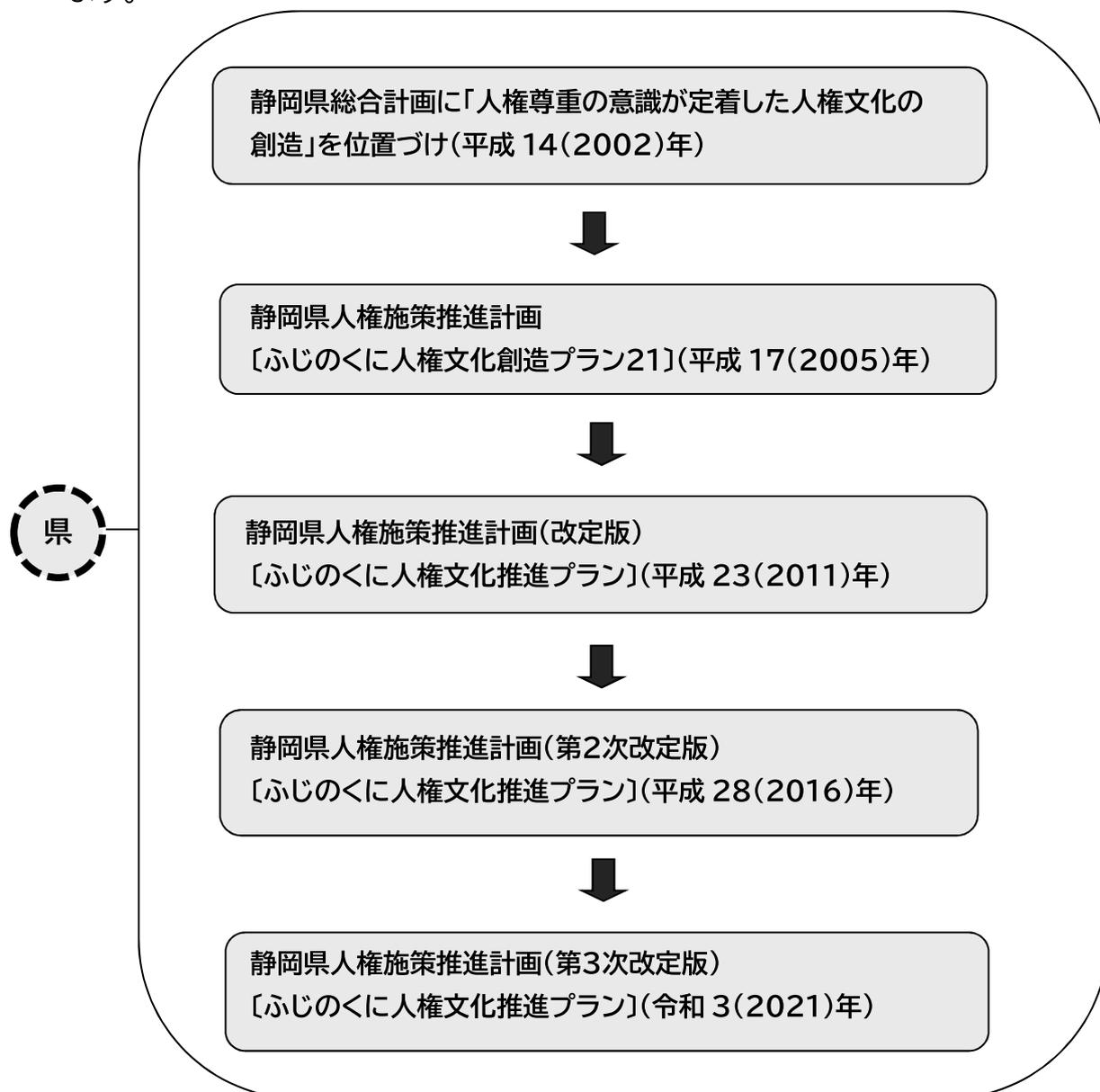


### (2) 県の動き

平成 14(2002)年に静岡県総合計画に「人権尊重の意識が定着した人権文化の創造」を位置づけられました。

平成 17(2005)年には「静岡県人権施策推進計画〔ふじのくに人権文化創造プラン21〕」が策定されました。

この計画は平成 23(2011)年に第 1 次改定が実施され、平成 28(2016)年には第2次改定を実施し、令和 3(2021)年から第3次改定が実施されています。



### 3 浜松市のこれまでの取り組み

#### (1) 浜松市人権施策推進指針

##### ■浜松市人権施策推進指針 (平成 20(2008)年度～26(2014)年度)

###### ◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

## (2) 浜松市人権施策推進行動計画

### ■第1期浜松市人権施策推進行動計画 (平成 21(2009)年度～ 23(2011)年度)

#### ◆政策目標

「偏見と差別のない明るい社会の実現」

#### ◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 偏見や差別を受けている人の目線・立場に立った市政
- 3 高い人権意識・人権感覚の確保

### ■第2期浜松市人権施策推進行動計画 (平成 24(2012)年度～ 26(2014)年度)

#### ◆政策目標

「思いやりと理解を育む社会の実現」

#### ◆基本姿勢

- 1 人権を尊重した市政
- 2 みんなで育む人権尊重の地域

## (3) 浜松市人権施策推進計画

浜松市人権施策推進計画は、「浜松市人権施策推進指針」と「浜松市人権施策推進行動計画」を統合、一本化した計画としました。

### ■第1次浜松市人権施策推進計画(平成 27(2015)年度～31(2019)年度)

#### ◆政策目標

「人権を尊重した心豊かで住みやすい社会の実現」

#### ◆基本姿勢

幅広い市民へ ～人権を身近に～

### ■第2次浜松市人権施策推進計画(令和 2(2020)年度～

令和 6(2024)年度)

#### ◆政策目標

「思いやりあふれる社会の実現」

#### ◆基本姿勢

人権尊重意識の定着 ～気づき育み人権を身近に～

## 4 第3次浜松市人権施策推進計画で目指すもの

### (1) 政策目標

#### 「多様性を認め合う差別のない社会の実現」

人は、個人として尊重され、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されてはいけません。

しかしながら、現在もなお人種、国籍、民族、出身、年齢、性別その他の事由による差別が存在しています。すべての人が、自分らしく生き暮らしていくためには、一人ひとりの人権をお互いに尊重することが大切であることから、「多様性を認め合う差別のない社会の実現」を目指します。

### (2) 基本姿勢

#### 「人権尊重意識の定着 ～互いに認め合い、尊重し合う～」

令和 5(2023)年に実施した「人権に関する意識調査」では、「人権を尊重することは重要であると思う」と回答した人は9割以上、「自分以外の人の人権を尊重できていると思う」と回答した人は7割以上という結果となった一方で「人権尊重の意識が定着していると思う」と回答した人は31.7%と低い結果となりました。

この「人権尊重の意識が定着していると思う人」の割合について、第2次人権施策推進計画で50%を目指してきましたが、この結果から引き続き、人権尊重意識の定着に向けた取り組みが必要と考えます。

人権尊重意識の定着については、お互いに認め合い、尊重し合うことが大切であり、そのためには、人権に関する正しい知識を身につけることが重要です。

「人権に関する意識調査」でも「お互いの人権が尊重されるために、市民一人ひとりがすべきこと」において「人権に関する正しい知識を身につける」が7割以上あり、最も多いという結果でした。この結果を踏まえて、市では人権尊重意識の定着のために、法務局、人権擁護委員、関係団体等と連携して人権に関する正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

また、人権啓発に取り組む民間企業や関係団体等の活動も多様性を認め合う、差別のない社会の実現に大きく寄与しており、これらの主体とも連携・協力し、必要に応じて意見を求め施策を推進していきます。そして、それぞれの特性を活かし、共に関わることで、人権問題解決のためのインクルーシブ(包摂的)な環境が整えられていきます。

市は、今後も地域の実情に沿った取り組みを継続的に推進しながら、様々な主体との連携を強化することが重要だと考えます。

### (3) 計画の目標とする成果指標

#### 「人権尊重意識の定着度」 50%

政策目標達成度の指標として「人権尊重意識の定着度」を設定し、令和 5 (2023)年度には「31.7%」であったものを令和 11(2029)年度までに「50%」となることを目標に事業の推進に取り組みます。

#### 令和 5(2023)年実施の人権に関する意識調査結果より

問 1. あなたは、人権を尊重することは重要だと思いますか？	はいの回答	95.2%
問 2. あなたは、自分以外の人の人権を尊重できていると思いますか？	はいの回答	76.3%
問 3. 浜松市は、「人権尊重の意識」が生活の中に定着していると思いますか？	はいの回答	31.7%

### (4) 計画と関連するSDGs(持続可能な開発目標)

#### SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和 12 (2030)年までの国際目標です。

・2030 アジェンダには 17 の目標があり、「すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護」「ジェンダー平等の実現」などの人権に関わりの深い言葉が明記されています。

・浜松市では、平成 30(2018)年 6 月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsの視点を踏まえて推進しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 浜松市人権施策推進計画 体系図

政策目標

基本姿勢

施策の方向性・取り組み

多様性を認め合う差別のない社会の実現

人権尊重意識の定着  
く互いに認め、尊重し合うく

重点的な取り組みの方向性

分野別施策の取り組み

- ① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育
- ② 学校における人権教育
- ③ 地域社会への啓発
- ④ 企業における人権啓発
- ⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等
- ⑥ 人権を身近に感じる啓発活動
- ⑦ 相談・支援の推進

- ① 女性をめぐる人権
- ② こどもをめぐる人権
- ③ 高齢者をめぐる人権
- ④ 障がいのある人をめぐる人権
- ⑤ 部落差別(同和問題)
- ⑥ 外国人をめぐる人権
- ⑦ 刑を終えて出所した人等をめぐる人権(第2次再犯防止推進計画)
- ⑧ 性的マイノリティをめぐる人権
- ⑨ インターネット上の人権侵害
- ⑩ その他の人権問題

## 第2章 重点的な取り組みの方向性と主な取り組み

### ① 幼児期からの家庭・幼児教育の場における人権教育



#### (1) 方向性

幼児期は、将来の人格形成に大きな影響を与える重要な時期です。自分が、家族や周囲の人たちから愛され、大切にされているという思いをもち、自己肯定感へとつながっていくよう、幼児の人格を尊重した教育活動を推進します。

また、家庭での教育に役立つよう保護者への学習機会を提供します。

#### (2) 主な取り組み

- ・ 幼稚園、小・中学校の保護者対象の人権講座
- ・ 人権啓発絵本・DVDの作成、人権啓発資料の貸出
- ・ 世代間交流事業



#### (3) 具体的な取り組み

人権啓発絵本 令和5年度発行

取り組み	内容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権啓発絵本・DVDの作成 啓発図書・DVDの貸出	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。また、保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発DVDや書籍を貸し出します。	人権啓発センター
世代間交流事業	市立幼稚園、保育園、認定こども園において、思いやりの心とやさしい気持ちを育み、様々な世代の人たちと分け隔てなく接することができるように、季節の伝統行事や地域の伝承遊び等を園児と地域の高齢者等が共に体験する世代間交流を行います。	幼保運営課

## ② 学校における人権教育



### (1) 方向性

学校においては、小学生からの発達段階に応じて人権尊重の意識を高め、それを行動に移していくための実践力を育てていくことが重要です。そのために学校での人権教育を充実させるとともに、教職員が児童・生徒の人権について正しい知識を持つための研修を実施していきます。



### (2) 主な取り組み

- ・ 人権教育の推進
- ・ 人権教室の実施
- ・ 教職員対象の研修

人権教室

### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権教育の推進	静岡県教育委員会作成の「人権教育指導の手引き」等を利用し、全教育活動で人権教育を行い、教職員と児童生徒の人権意識・人権感覚を高めます。 小・中学校で行われている人権教育の様子を、学校便りやブログで発信し、家庭や地域に伝えていきます。 浜松市教育研究会人権教育部会と連携し、授業時間での人権教育の機会を作ります。	教育センター
人権教室の実施	人権擁護委員が学校に出向き、人権に関する講話を行う人権教室を実施します。	人権啓発センター (浜松市人権擁護委員連絡協議会)
教職員研修	教職員研修（人権教育指導者）の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・ 人権教育指導者（園長・校長）研修 ・ 人権教育指導者（担当者）研修 ・ その他、初任者研修の一部分	教育センター 人権啓発センター
	教職員研修（生徒指導担当等）の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身につける研修を実施します。 ・ いじめや不登校、虐待、ヤングケアラー等	教育センター
学校訪問活動	指導主事が、小・中学校を訪問し、教育の基本方針を示した「はままつの教育」の徹底とともに、「授業改善」と「子ども理解」の推進を図ります。 教科、道徳、特別活動等、すべての教育活動を通して人間尊重の教育を推進します。	教育センター
人権啓発絵本・DVDの作成	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。	人権啓発センター

### ③ 地域社会への啓発



#### (1) 方向性

いろいろな人権問題を取上げ、市民に対して人権について知ったり考えたりする機会を提供していきます。また、その機会に人権に配慮した言動の大切さを呼び掛けることで、地域全体が多様性を認め合う差別のない社会となるような啓発活動を実施していきます。

#### (2) 主な取り組み

- ・ 市民向け講座の開催
- ・ 人権講演会の開催
- ・ こどもの見守り活動



地域ふれあい講座

#### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
地域ふれあい講座	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭における子どもへの人権教育の一助となる講座を実施します。	人権啓発センター
人権いきいき市民講座	一般市民を対象とした人権に関する講座を開催し、人権意識の向上や人権教育・啓発の推進を図ります。	人権啓発センター
人権講演会	女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター
人権啓発に関する出前講座	人権への理解を深めるために、要望のある企業・団体・学校等を対象に出前講座を実施します。	人権啓発センター
こどもの見守り活動	学校や通学路における事件・事故から子どもを守り、安心して教育が受けられるよう、家庭、見守りボランティア、スクールガード・リーダーが連携し、地域の実情に合った見守り活動を行います。 こどもの緊急避難場所「子ども110番の家」について、引き続き地域の青少年健全育成会等を通して協賛を呼びかけるとともに、市のホームページに「子ども110番の家」について掲載し、広く協賛を呼びかけます。	健康安全課 子ども若者政策課

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
認知症施策推進事業	<p>認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、認知症サポーター養成講座及び講演会などを開催します。</p> <p>認知症高齢者等に対する保健医療水準の向上を図るため、認知症患者の診療に関わる医師を対象とした研修の開催や、拠点となる認知症疾患医療センターを継続指定します。</p> <p>認知症に係る正しい知識の普及を推進することを目的に認知症ケアパスや自己チェックリストを作成・配布します。</p>	高齢者福祉課
地域高齢者見守り・支援事業	<p>「はままつあんしんネットワーク」づくりに向け、自治会や応援事業者などへの参加協力依頼を進めます。また、民生委員・地域包括支援センター・区による見守り活動に向けた情報共有を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対して実態調査とあんしん情報キットの配付を行います。</p>	高齢者福祉課
共生・共育推進事業	<p>障がいのある子が地域の中で、共に豊かに生活できる社会をめざし、学区に住む特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進します。希望がある児童生徒を各小中学校で受け入れ、よりよい交流及び共同学習を実施します。</p>	教育支援課
多文化共生センター運営事業	<p>お互いの文化の理解を深めるため、多文化理解講座や国際理解教育講座を実施します。</p> <p>自治会に対し、通訳派遣や多言語回覧文書の作成支援を行います。また、共生のための交流行事や各種制度の説明会等のコーディネートを行います。</p> <p>研修や講座の開催を通じ、多文化共生の活動を行う各種団体の支援を行います。</p>	国際課



人権いきいき市民講座

## ④ 企業における人権啓発



### (1) 方向性

企業は、公平な採用、男女間や正規・非正規労働者間の格差解消、様々なハラスメント、性的マイノリティの方々等への対応が求められるため、人権に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。また、企業も社会の構成員であるという考え方が定着し、社会的責任(CSR)が重要視されるようになってきていることから、企業における啓発活動及びその支援を実施していきます。

### (2) 主な取り組み

- ・ 企業向け人権講座の開催
- ・ 企業の社会貢献活動相談支援



オピニオンリーダー講座

### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
オピニオンリーダー講座	企業において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、公正な採用活動及び働きやすい職場づくりを推進するとともに、企業の社会的責任に対する意識の向上を図るための研修を行います。	人権啓発センター (共催:ハローワーク)
地域福祉型社会貢献活動に係る相談事業	地域福祉型社会貢献活動を始めるにあたっての具体的な事業アイデアやマッチングについて、相談を受ける窓口を設置し、企業の取り組みを支援します。	福祉総務課

### 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility:CSR)

法令遵守や情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取り組みなど、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味します。企業も社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任が強く求められています。

## ⑤ 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等



### (1) 方向性

人権教育・啓発活動の推進にあたっては、人権にかかわりの深い市職員、教職員が人権に関する正しい知識と理解を深めた上で、業務を遂行することが重要です。そのための研修会、講座等を実施し、人権尊重意識の高い人材育成を図っていきます。

### (2) 主な取り組み

- ・ 市職員対象の研修
- ・ 教職員対象の研修
- ・ 人権だよりの発行
- ・ 市町人権教育連絡協議会



人権教育指導者研修会



人権だより

### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権問題を理解するための職員研修	新規採用職員フォローアップ研修の中で、人権問題について事例紹介やグループワークを通じた講義を行い、行政に携わる者として人権の重要性を学びます。 また、他の階層にも対象を広げ研修を実施します。	人事課
新任課長研修 (職場のハラスメント防止について)	職場のハラスメントの防止に向けて、ハラスメントの概念の理解を深める研修を実施します。	人事課
セクシュアル・ハラスメント等相談員研修	セクシュアル・ハラスメント等の防止についての理解を深め、カウンセリングスキルを高める研修を実施します。	人事課
人権啓発推進員研修会	市職員のうち各課から推薦された人権啓発推進員を対象に、人権についての正しい理解と知識を身に付けるための研修会を実施します。	人権啓発センター
教職員研修	教職員研修の中で、人権教育についての正しい理解と知識を身に付ける研修を実施します。 ・ 人権教育指導者（園長・校長）研修 ・ 人権教育指導者（担当者）研修 ・ その他、初任者研修の一部分	教育センター 人権啓発センター
人権だよりの発行	市職員の人権意識高揚のために、人権啓発センターが開催した講座、研修内容の紹介、参加者の感想、意見をまとめた人権だよりを作成し、職員へ配信します。	人権啓発センター
市町人権教育連絡協議会	県内関係市町で組織し、様々な人権問題の解消のための調査、研究及び関係機関との連絡・調整をもとに、地域の実情に即した人権教育の充実を図ります。	人権啓発センター

## ⑥ 人権を身近に感じる啓発活動



### (1) 方向性

人権を身近に感じ、人権について知ったり考えたりする機会を提供するために、気軽に参加できるイベント、講演会等を開催します。また、多くの市民が参加する市主催のイベント等に出向き、啓発活動を実施していきます。

各種広報媒体を通じて、外国人や障がいをもつ方など、幅広い市民に対して必要な情報を提供し、人権啓発活動を実施していきます。

### (2) 主な取り組み

- ・ コンサートなど誰もが気軽に参加できる人権啓発イベントの開催
- ・ 多言語による情報提供
- ・ 人権啓発活動地域ネットワーク事業



クリエートの夏まつり

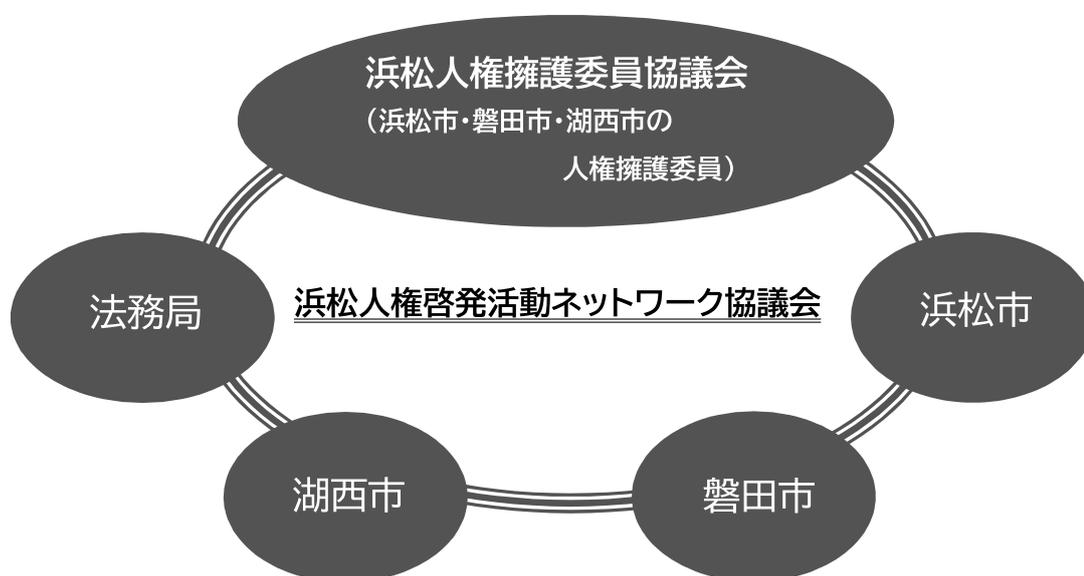
「ハートフルヒューマンストーリー」

### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発・教育広報活動	多くの市民が参加する市主催のイベント等に出向き、啓発活動を実施します。各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。人権週間（12月4日～10日）に合わせ市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を掲出します。	人権啓発センター
外国人向け広報媒体の発行及び情報提供	視覚障がい者などへの「広報はままつ」点字版、音声版の発行や、外国人に対する「広報はままつ」の外国語版、やさしい日本語版の発行、多言語翻訳による配信サービスを行います。また、市公式Webサイト内に、生活に必要な情報を多言語で見ることができる「カナル・ハマまつ」のページの掲載や自動翻訳サービスを提供します。	広聴広報課 国際課
多言語による情報提供	多文化共生センター（クリエート浜松4階）で多言語による生活相談を行うほか、多言語情報サイトを運用し、外国人が求める必要な暮らしの情報を多言語で提供します。	国際課
クリエートの夏まつり	こどもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々など、誰もが気軽に参加できるイベントの開催を通して、人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
人権啓発活動地域ネットワーク事業	小学生の人権書道・ポスターコンテストや「人権の花」運動などを行い、人権尊重の理解を深めます。また、人権週間に合わせて、「人権フェスティバル」を開催します。	人権啓発センター (浜松人権啓発活動ネットワーク協議会)
人権講演会	女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など、私たちの身近にある様々な人権に関わる課題についての講演会を開催することにより、市民の人権意識の向上と啓発を図ります。	人権啓発センター

### 【浜松人権啓発活動ネットワーク協議会】



浜松人権フェスティバル

## 7 相談・支援の推進



### (1) 方向性

人権擁護委員、法務局等とともに人権に関する悩みの相談や人権問題の解消に向けた支援を実施していきます。この他にも、人権の分野に応じた関係機関においても相談・支援を実施し、不安の解消に向けた体制作りを進めていきます。

また、相談機関の周知に向けた取り組みも実施していきます。

### (2) 主な取り組み

- ・ 安心して相談できる相談体制の推進
- ・ ICTを活用した相談事業や情報提供
- ・ 包括的な支援体制の整備



タブレット型情報端末

### (3) 具体的な取り組み

取り組み	内 容	担当課 (実施主体)
各分野別の相談・支援	人権の分野に応じた担当課による相談・支援を実施し、不安の解消に向けた取り組みや暮らしやすい環境づくりに向けた支援を進めます。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)
相談機関の周知	様々なイベント、講座、研修会等において相談機関を掲載したり、リーフレット等を配布し周知を行います。	人権啓発センター
地域包括ケアシステムの構築・推進	誰もが住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するため、あらゆる相談支援機関が連携し、高齢者だけでなく全世代型の地域包括ケアシステムを官民協働で構築・推進します。	高齢者福祉課 福祉総務課
多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	現状では適切なサービスを受けることができない様々な人を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を構築します。	福祉総務課
ICTを活用した相談事業や情報提供	タブレット型情報端末を関係機関に配置し、手話通訳やテレビ多言語翻訳アプリや多言語通訳サービスを活用したコミュニケーション支援を実施します。	各分野担当課 (分野別施策の取り組みを参照)

#### (4) 主な相談機関

相談機関	相談内容	電話番号
法務局	差別、いじめ、プライバシー侵害のなど様々な人権に関する相談	静岡地方法務局 浜松支局総務課 053-454-1396
労働基準監督署	職場でのハラスメントに関する相談	浜松労働基準監督署 053-456-8148
児童相談所	児童虐待など子どもに関する専門的な相談	053-457-2703
地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談	次ページ参照
障がい者相談支援センター	障がいのある人やそのご家族からの相談	下記参照
DV相談専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力	053-412-0360
浜松市いじめ子どもホットライン	幼稚園児、小・中学生とその保護者からのいじめに関する相談	053-451-0022
児童相談所共通ダイヤル	児童虐待などに関する相談	189
みんなの人権 110 番	様々な人権に関する相談	0570-003-110
子どもの人権 110 番	いじめなど学校や家、友達のことに関する相談	0120-007-110
女性の人権ホットライン	女性をめぐる様々な人権に関する相談	0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル	10 か国語の多言語に対応する人権相談	0570-090-911
ふじのくに LGBT 電話相談	性のあり方の悩みや困りごとに関する相談	0120-279-585

浜松市障がい者相談支援センター		
旧中区・旧北区（三方原地区）	浜松市中障がい者相談支援センター	053-488-8077
旧東区	浜松市東障がい者相談支援センター	053-424-0371
旧西区	浜松市西障がい者相談支援センター	053-597-1124
旧南区	浜松市南障がい者相談支援センター	053-401-6881
旧浜北区	浜松市浜北障がい者相談支援センター	053-587-1010
旧北区（三方原地区を除く）	浜松市北障がい者相談支援センター	053-523-2255
旧天竜区	浜松市天竜障がい者相談支援センター	053-589-5580